

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の 特例措置の拡大について

12月末日

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置として、**4月1日から9月30日までを緊急対応期間**と位置付け、感染拡大防止のため、この期間中は全国において、さらなる特例措置を実施いたします。

12月末日

(緊急対応期間を9月30日まで延長しました)

12月末日

特例以外の場合の 雇用調整助成金	4月1日から9月30日までの期間 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響 を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 (3か月10%以上減少)	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上減少)
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成 (緊急雇用安定助成金(4/1創設))
助成率 2/3 (中小) 1/2 (大企業)	助成率 4/5 (中小)、2/3 (大企業) ※解雇等を行わず、雇用を維持している場合、 10/10 (中小)、3/4 (大企業)
日額上限額 8,370円	日額上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～6月30日) 5月19日～は提出不要
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間
短時間一斉休業のみ	短時間休業の要件を緩和
休業規模要件 1/20 (中小)、1/15 (大企業)	併せて、休業規模要件を緩和 1/40 (中小)、1/30 (大企業)
残業相殺	残業相殺を停止
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率 2/3 (中小) 1/2 (大企業) 加算額 1,200円	助成率 4/5 (中小)、2/3 (大企業) ※解雇等を行わず、雇用維持をしている場 合、 10/10 (中小)、3/4 (大企業) 加算額 2,400円 (中小)、1,800円 (大企業)
出向期間要件 3ヶ月以上1年以内	出向期間要件 1ヶ月以上1年以内

※赤字は特例による拡大措置